

助成金情報その2

民主党の事業仕分けの影響でしようか、雇用に関連する助成金も見直し、廃止、新設等、大きな見直しが数多く予定されています。

● 中小企業緊急雇用安定助成金の見直し

事業所内訓練(※1)の教育訓練費の支給額を左記のとおり見直します。

- 「対象労働者1人1日当たり支給額」
- ・4,000円↓
 - 2,000円(雇用調整助成金)
 - ・6,000円↓
 - 3,000円(中小企業緊急雇用安定助成金)

事業所外訓練(※2)の教育訓練費の支給額は、これまでどおりの支給額です。

- (※1) 事業主自ら実施するもので、生産ラインなどの通常の生産活動とは別に、受講する労働者の所定労働時間の全日または半日(3時間以上)にわたりに行われるもの。
- (※2) 事業所内訓練以外の教育訓練で、1日に3時間以上行われるもの(但し、受講日に受講者を働かせないもの)。

*実施時期↓平成23年4月1日以降申請分から

● 中小企業子育て支援助成金の見直し

中小企業子育て支援助成金は、中小企業における育児休業の取得促進を図るため、一定の要件を備えた育児休業を実施する中小企業事業主(従業員数100人以下)に対して、初めて育児休業取得者がした場合に助成金を支給する制度です。(※平成18年3月31日以前に育児休業取得者が出た事業主は支給対象になりません。)

(1) 支給対象

- ① 平成23年9月30日までに育児休業を終了し、
 - ② 復職後1年継続勤務をした対象育児休業者までが支給対象となる予定です。
- (但し、平成24年度予算にかかる部分はさらに変更の可能性があります。)
- (2) 支給単価の変更
- 支給要件を満たした日(育児休業終了日の翌日から起算して1年を経過した日)が平成23年4月1日以降である対象育児休業者から適用される予定です。

1人目	80万円 (改正前:100万円)
2人目から 5人目まで	60万円 (改正前:100万円)

● 両立支援レベルアップ助成金

平成23年度厚生労働省予算案において、両立支援レベルアップ助成金の各コースは、以下のとおり改正される予定です。

- (1) 労働者数301人以上の事業主は、代替要員確保コース、休業中能力アップコースが廃止されます。
- ※平成23年8月31日までに要件を満たしたものについては、平成23年9月1日以降は都道府県労働局雇用均等室にて申請を受け付けます。

- (2) 育児介護費用等補助コースが平成24年1月の申請をもって廃止されます。

(3) 助成金の申請先が変わります

両立支援レベルアップ助成金の各コースは、両立支援助成金又は中小企業両立支援助成金として再編され、申請先が以下のとおり変更されます。

現行	改正後
平成23年8月まで	(財)21世紀職業財団地方事務所
平成23年9月から	都道府県労働局雇用均等室

赤井労務マネジメント事務所
 社会保険労務士 赤井孝文
 URL <http://www.6064.jp>